

平成18年7月豪雨による管内の災害について

神通川水系砂防事務所
工務課 富田 拓也

1. はじめに

平成18年7月15日～24日にかけて降り続いた梅雨前線豪雨により、全国各地で甚大な被害が発生しました。なかでも長野県岡谷市等で多数の死傷者を出した大規模土石流災害は、記憶に新しいことと思います。

飛騨地方においても、高原川の水位が神岡町西里橋で桁下1.5mまで上昇するなど記録的な出水となり、神通川水系砂防事務所が事業を行っている支川等では、少なくとも9回の土石流の発生を確認（土石流センサーと連動して発生を記録）しました。

幸いにも管内の砂防堰堤が土石流を補足したため、人的被害は免れましたが、外ヶ谷及び右俣谷の砂防施設が洗掘などの被害を受けました。

今回、土石流被害を最小限に食い止めた砂防施設と被災した砂防施設の状況及び今後の復旧について報告いたします。



管内の主な土石流発生箇所



土石流通過直前



土石流通過時

白谷第6号砂防堰堤に設置したカメラ映像（平成18年7月15日）

2. 土石流を補足した砂防堰堤について

豪雨がやみ水位が安定した7月下旬に管内を点検したところ、土石流が発生した白谷、右俣谷、外ヶ谷、岩坪谷等に設置している砂防堰堤には、大量の土砂や流木の堆積が確認されました。砂防堰堤が効果的に機能し、下流の住民の生命・財産を災害から守りました。



外ヶ谷 10 号えん堤の堆砂状況



岩坪谷 4 号えん堤(施工中)の堆砂状況

3. 被災した砂防施設について

しかしながら、今回の出水及び土石流は管内の砂防施設に大きなダメージを与えました。特に右俣谷及び外ヶ谷では、既設護岸の流失やえん堤底部の洗掘等の被災を受けました。



床固工側壁流失（右俣谷）



副えん堤底部約 5m 洗掘(外ヶ谷 6 号)

公共土木施設の被災箇所を復旧する際、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下、「負担法」という制度を利用します。負担法でいう災害の採択要件には、「異常な天然現象により生じた災害であること」、「公共土木施設の被害であること」、「適用除外に該当しないこと」があり、これらの条件に合致しなくては、災害復旧事業として採択されません。

「異常な天然現象」の基準（砂防施設の場合）は、

①最大 24 時間雨量 80 mm 以上の降雨

②最大時間雨量 20 mm 以上の降雨

があり、いずれかに合致しないと「異常な天然現象」と認められません。

今回の豪雨は、白出沢観測所で最大 24 時間雨量 265 mm、最大時間雨量 22 mm を記録しており、その他の採択要件も満たしていることから、平成 18 年 9 月に直轄河川等（砂防）災害復旧事業の申請を行い、復旧方法等を財務省と協議し、同年 10 月に当事業が採択されました。

事業箇所は、右俣谷 1 箇所、外ヶ谷 2 箇所平成 19 年度早々に工事着手する予定です。